

2020-5-19 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第9回） 議 事 録

○鎮目保育指導専門官 定刻となりましたので、ただいまから第9回「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、6名の構成員全員の方に御出席いただいております。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、ウェブ会議システムによる開催とさせていただきます。傍聴はございませんが、今回の議事録については、通常開催時と同様、ホームページ上に公開させていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、議事次第に記載してありますとおり、資料1-1から資料2まで及び参考資料1から参考資料5の計8点を用意しております。資料の不備が現時点でございましたら事務局までお申しつけください。よろしくお願いいたします。

なお、構成員の皆様には、事前に御用意いただきました御意見のメモを皆様に共有させていただいておりますので、そちらも5名の構成員の方から御提出いただいたメモがあるかどうかについて、御確認をお願いいたします。

それから、本日、Skype for Businessのシステムを使ったウェブ開催ということで、会議の進行に当たっての留意点について、事務局よりお伝えさせていただきます。

まず、御発言に当たっては、挙手と併せてインスタントメッセージにて事前に発言の意思表示をよろしくお願いいたします。

通信状況により遅延等が発生する関係もありますので、御発言の際は、最初にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

また、資料を参照してのご発言の際は、資料番号、ページ番号、ページ内の該当箇所について、口頭でお示しいただくよう御配慮をよろしくお願いいたします。

それから、雑音やハウリング防止等のため、御発言のとき以外はマイクをミュートしていただき、御発言のときに解除という形でよろしくお願いいたします。

御発言に当たっては、聞き取りやすいよう、いつも以上にはっきり、ゆっくりとした御発声のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

通信環境についてですが、リハーサルと同じく、通信環境が不安定になる場合も想定されます。ビデオボタンがうまく選択できない場合など、一度通信を切断して再接続していただくと改善される場合がございます。

また、発言がよく聞こえなかった等の不具合については、インスタントメッセージでお知らせください。

さらに、通信が途絶している等がありましたら、事前にいただいた電話番号にこちらか

らかけさせていただく場合もあります。また、こちらにかけていただいても結構です。

それでは、議事に移ります。汐見座長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○汐見座長 それでは、今日、議題は大きく2つなのですが、議題（1）「『中間的な論点の整理』における総論的事項について」に入りたいと思います。

最初に少し説明させてください。本検討会は2018年の5月以降、これまで計8回開催されました。2018年の9月には第6回の検討会を行いました。それまでに開催した検討会において得られた主な意見を踏まえて「中間的な論点の整理」を行いました。

本日は、その「中間的な論点の整理」に示された総論的事項、中間的な論点は総論的事項と個別の事項の2つに分かれているのですが、そのうちの総論的事項に関する研究について御報告いただいた上で、これまで開催した検討会において得られた主な意見及び本検討会に関連した取組全体から得られた知見等を踏まえて、本事項に関する考察について皆様から御意見をいただきたいと考えています。

最初に、総論的事項について本検討会において議論を深めていくことに資するようにと、日本における保育の実践や研究に関する知見を得ることを目的にして、事務局のほうで研究を行っていただきました。その研究のための研究会には、本検討会の野澤構成員にも御参加いただきましたので、研究のこれまでの成果について最初に御報告いただきたいと思っております。

それでは、野澤構成員から御報告をお願いいたします。

○野澤構成員 ありがとうございます。

では、私から資料1-1のスライドの資料ですね。そちらを御参照いただきながら、皆様、報告書にも御目通しをいただいていると思っておりますので、時間もありますので、簡潔に御紹介をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

では、まず「本事業の背景と目的」というところに関しましては、今、汐見座長からお話しいただいたようなこととございます。「中間的な論点の整理」というところで、日本の文脈に即してさらに議論を深めていく必要があるということが指摘をされております。そこで、学識者による今後の議論に資するための資料を得ていくことを目的としております。主に学識者及び実践者からヒアリングした内容に基づきまして、研究チームの中で議論を重ねてレポートにしたという形になっております。

2ページと3ページは研究チームの構成員及び研究会の概要となっておりますので、こちらは御覧いただければと思います。このようなメンバー及びヒアリングということで実施しております。

4ページから説明に入りたいと思います。こちら、研究会で検討した内容ですけれども、日本の保育所保育の目標や内容・方法等の基本原則というものは、御存じのように、保育所保育指針でありますとか、解説において示されております。しかし、その根底には、子どもをどのような存在として捉え、また、その育ちについてどのようなことに価値を置く

のかということがあり、さらにその背後には、児童福祉法ですとか児童の権利に関する条約の理念、日本の歴史の中で培われてきた子ども観や教育観、発達研究の理論的枠組みや実証研究の成果に基づく知見など、多様な考え方が存在していると考えられます。

日本の保育所保育の特色や基本的な考え方について、その本質に少しでも迫っていくためには、保育所保育指針の内容を列挙するというのみならず、その背後にある考え方や経緯などについても整理していく、そして、それらとの関連で実践の在り方を考察していくことが必要なのではないかと私どもは考え、そのための方法として、もちろん膨大な様々な資料を集めていくというのが必要なのだと思いますが、この研究会のための足がかりとして、まずは学識者の先生方、保育実践者の先生方から関連分野の研究や指針の経緯、変遷、さらには保育実践の在り方等に関わるヒアリングを実施いたしました。

このメリットとしましては、関連する膨大な知見を専門性の高い学識者からある程度整理した形で聴き取れるということ。それから、文書のみでは読み取りにくい背景であるとか、経緯であるとか、特に指針に関してそのときの思いであるとかということが聴き取れる。さらには、これまでに必ずしもどこかに明示化されているものではない実践者の現場での体験した思いや取組を聴き取れるということがあります。

一方で、もちろんヒアリングできた人数も限られておりますし、語られた内容に関しましても、その方の主観的な視点というものから切り離すことはできません。したがって、このレポートというものは、限られた視点からの一考察として、これからの議論の出発点、足がかりとなる資料を提供することを目的としております。その点に御留意いただき、ここから活発な御議論をしていただければと考えております。

というわけで、中身なのですけれども、5ページ、6ページは構成となっております。まず6ページを見ていただくと、図式的に示しておりますが、まず第1章では「保育の理念を形成する考え方と保育所の役割」ということで、理論的に検討しております。第2章では、そこからおのずと導かれる保育という営みの特徴について、3つの切り口から整理しております。さらに、第3章では、保育実践者の語りから、「保育の質の中核を担う保育者」と題しまして、その体験について記述するということをしております。詳しくは各章について説明してまいります。

7ページ、第1章から御説明をしてまいります。第1章では、保育の理念を形成する考え方について、3つの観点から捉えて整理をしております。この3つの観点といたしますのは、ここに挙げました保育所保育指針第1章の基本原則というところに基づいておりまして、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、心身の発達を図ることを目的としており、。また、養護及び教育を一体的に行うことを特性としているということから、児童福祉の観点、発達研究の観点、幼児教育の観点というところに焦点を当てることとしております。

また、それを踏まえつつ、そこに保育所の特色としまして、社会状況との関連が非常にありますので、その3つの観点と、それから、社会状況を背景として重視されるようになってきた保育所の役割が反映されている保育所保育指針の変遷について整理しております。

8 ページ、第1節では「児童福祉の理念と保育所の成り立ち」ということで、児童福祉の観点に焦点を当てて整理しております。時間もありませんので、ポイントだけ説明させていただきますと、保育所というものは、1994年に批准されました「子どもの権利条約」の精神にのっとり、「子どもの最善の利益を考慮し、福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場」であるべきだと。子どもを権利の主体として捉え、一人一人の人格と人権を尊重することが根幹となるということを示しております。

ここに年表として載せておりますように、そういった権利の主体としての子ども観の浸透であるとか、保育所保育指針にその考え方がどのように反映されてきたかということをもとめております。そして、その考え方は現行の保育所保育指針にも引き継がれております。

9 ページ、第2節では「発達過程の考え方と発達研究の動向」について整理をいたしました。その中で、発達の考え方が発展的に変化してきているということがありまして、従来のように個体の能力を直線的・段階的な変化として捉えるような発達の見方から、個人の遺伝や生得的要因、そのみならず、それらを取り巻く物理的・対人的・社会文化的環境が相互的・複層的に影響し合い変容していく過程の全体を捉えようとするような発達の見方へと転換してきております。。従来よく言われました遺伝か環境かというようなどちらかではなく、それ全体を発達システムとして捉えていくような捉え方に発展してきているということです。

それから、そういった見方からすると、本当に多様な要因が関わっているために、個々の育ちがたどる道筋というものは、一定の方向性はあるながらも実に多様である、個人差があるということが言われてきております。

さらには、特に乳幼児期の保育に示唆の大きい発達研究の動向としまして、アタッチメント、それから、学びの在り方ということを中心化しまして、その研究動向を示しております。その中で、乳幼児期固有の育ちの在り方及び保育者の役割というものが見えてきております。

10ページ、第3節では「日本における幼児教育の系譜」について、江戸時代の子育て観、幼稚園の成立、幼児教育の成立と歴史的変遷、さらには倉橋惣三の誘導保育論などについて検討をいたしました。

その中で、就学前の子どもの教育の在り方を考えるときには、「幼児の自発」というような考え方と「保育者の教育意図」という関係をどう考えるかということで、その中でどちらを重点に置くかということに揺らぎがありつつ、議論が積み重ねられてきているということが見えてきております。そういったことが明治期以来、折に触れて論じられ続け、難しい問題として今もなお引き継がれているところがあるかと思われまます。

11ページ、第4節では、以上を踏まえつつ「保育所保育指針の変遷」を整理いたしました。保育所保育指針は1965年、昭和40年に策定以来、4回の改定を経て現行に至っております。先ほどの3つの観点ですね。福祉・発達・教育の観点が大事にされながらも、その

時々の社会状況に応じて、そのありようが問われ、そこが指針の中に反映されてきております。

例えば、1965年には「能力の獲得」というものに重きを置かれた年齢区分ごとの保育内容が重視されていたのですけれども、そこからより発達過程という考え方を重視するような考え方に変わってきたり、乳児保育の普及とか障害児保育に関する事項というものが新設されたり、子育て支援ということがその中に書かれてきたりというようなことで、その時々の社会状況に応じて変遷をしてきたということです。

まとめとしましては、保育所保育というものは、その背景・根拠に福祉・教育の理念・思想や発達研究の理論・知見などが相互に関連を持ちながら存在していると同時に、家庭や社会との関係の中で、常に、かつ時代的な変化とともに、そのありようが求め問われ続け、そして、その保育所保育指針の中に折々に触れて反映されてきたということです。

12ページでは、第1章のまとめを図式的に示しております。3つの観点というものが相互に関連があり、また、保育所保育指針がその観点を反映しつつ、社会の状況なども反映しているというところをここにまとめております。

次に、第2章についての説明を進めてまいります。第2章はどういう章かと申しますと、第1章で検討しました保育の考え方、それから、保育所の役割というものからおのずと重要なものとして導かれる、保育所保育の営みの特徴について、研究会でのヒアリング、議論の内容に基づいて考察をしております。

その際に、こちらの図としてお示ししておりますのは、皆さん御存じと思いますが、有名な発達心理学者、ブロンフェンブレンナーの生態学的システムモデルというものを参照しまして、子どもを中心に置きまして、保育所とそれを取り巻く家庭・地域・社会全体、さらに時間的な経過を含めた観点から保育所保育という営みを捉えていくということにいたしました。この切り株のようなモデルを想定しているということです。

その観点から考えますと、保育の場の中で、ミクロな文脈の中で生じる子どもと保育者や子ども同士など人的環境、物的環境も含む様々な環境との相互作用、それから、もう少し広い文脈の中で、家庭・地域・社会全体との関わり、そういった2つの大きな観点から検討しております。

さらに、そういった観点から議論を重ねヒアリングの内容なども見ていきますと、3つの切り口があるのではないかとということが浮かび上がっております。もちろん、この切り口というものの妥当性自体問わなければいけないのですけれども、現時点でこの研究チームとしてということで見えてきておりますのは、総合性／一体性、個別性／応答性、連続性という視点です。以下、3節にわたってそれぞれについて説明をしております。

14ページ、第1節は「総合性／一体性」ということで、具体的に考えますと、保育所保育というものは、乳幼児期の子どもとその発達の特性に基きまして、全体を構成する個別の要素を取り出して保育が行われたり、そういったものが習得されたりというのではなくて、あらゆる要素が分かちがたく結びつき全体として成り立っているということがあ

るのではないかとということです。

そうした総合性／一体性の視点に関わる考え方として、これまで様々な議論が積み重ねられ、現場でも自明のものとして受け止められてきている養護と教育の一体的展開の考え方があると。

それから、そうしたことから、乳幼児の育ちや学びが、保育所における生活や遊びのあらゆる場面に包含されているというような認識、生活と遊びを通した総合的な保育という考え方があるのではないかとということです。

ただし、こういったあらゆる要素が含まれている一体的なものだということは、非常に意識化ですとか、言語化が難しい。教育とはどういうものなのだろうかということを考えてときに、非常にそれを捉えていくことが難しいということで、現場での様々な混乱が見られる場合もあることも一方では指摘されております。当たり前のようにある、一方で、そこを共有していくことの難しさもあるのではないかとということも言われておりました。

続きまして、第2節では「個別性／応答性」という視点について検討いたしました。保育所保育では、発達が著しく、また、個人差も大きい時期であることを踏まえ、一人一人の最善の利益を考慮することを前提としております。発達や福祉の考え方を根拠としているわけですが、その中で、保育者というものが見通しを持ちながら個々の子どもの状況・状態や体験の意味などを読み取り、それらに応じた関わりや配慮をすることが重要だと考えられます。

こうした個別性／応答性の視点に関わる考え方としては、保育の非常に根幹的な理念であります、保育の実践における一人一人の子どもの意思、人間としての尊厳の尊重といった考え方に基づいて、現場で「個に応じる保育」の実践のために様々な配慮や工夫というものが行われてきている。

また、先ほど、幼児教育の文脈の中でも折に触れて議論されてきている子どもの自発性、主体性の尊重ということと保育者の教育的な意図ということの模索の中で、子どもと保育者が保育を共につくっていくという理解の共有も大事なのではないかとという点も指摘されました。

次に、第3節では「連続性」という視点について検討いたしました。この連続性という視点を考えたときに、保育所の中にある子どもの発達としての連続性ということと、もう少し広い文脈での連続性を考えております。保育所保育について検討する際には、子どもの一日の流れ、日々の経験の連続性、生涯にわたる発達の連続性、それが時間軸の連続性。それから、家庭や地域、社会のありようとのつながりなど、面としての連続性ということで、一人一人の人生あるいは時代といった時間軸や、子どもの暮らし全体の面の連続性の中に位置づけて捉えていくことが非常に重要なのではないかと、ここに保育所保育の特色があるのではないかとということです。

この視点に関わる考え方としまして、子どもの日々の暮らしと育ちの連続性ですね。毎日の流れの中で、活動と活動、場と場、それから、今日から明日へという連続性を大切に

することが重要だということですか、発達の連続性ということで、各時期の狙い、内容を積み重ねていく連続性、家庭から保育、それから、3歳未満、3歳以上、保育所から小学校といった環境移行においても発達の連続性を大事にしていくことが求められるということです。

それから、子どもの視点から捉えた保育所・家庭・地域における生活の連続性ということで、家庭での生活と保育所での生活が連続性をもって展開されるようにすること。

さらには、地域に生きる子どもということで、今、戸外に出ることもなかなか制限されることもあるのですが、地域に出ていくということも非常に大切ということと、保育所そのものが社会の状況との関連の中で実践が考えられてきているということが示されました。

17ページは、そういったことをまとめておりますので、御覧いただければと思います。

18ページは第3章、最後の章ですけれども、こちらは先ほども申しましたように、保育者の語りの中から見えてきた体験についてということで、19ページに行ってください、第1節は「保育者として生きる」ということで、保育者自身の人生に関わることについての語りをまとめております。

その中で、この上の囲みの中にありますように、保育者というものは、目の前の子どもとの出会いや関わり、それから、それを取り巻く同僚や保護者との関わりの中で、時に困難に出会い、葛藤を経験しながらも、生きがいや価値を保育の仕事の中に見いだしていく。一方で、社会の目といたしますか、社会的な役割や社会からの認識を意識しながら、保育の質向上や保育者の地位向上のために専門性を高める努力をしながら、保育者として成長していくということが示されております。具体的な課題などは本文を御参照ください。

20ページ、第2節では、保育者として生きることを支える職員集団が「集団として育つ」という視点からまとめております。保育者として生きる上では葛藤もあると言いましたけれども、その中では同僚、先輩、そして、職員集団の役割が非常に大きい一方で、そういった職員集団を支えていくのは施設長の役割が非常に大きいと。また、労働環境を整え、働きがいのある環境にしていくことも重要だということがあります。ただ、それが非常に難しいということから、施設長の研修の必要性などについても指摘されました。

さらに、集団として高め合うためには、保育の質を確保・向上するために研修なども非常に重要な機会となっているけれども、これまた難しさが非常にあるということが指摘されました。

21ページはそれをまとめております。

最後ですが、「まとめと今後の課題」ということですが、本報告書では、学識者及び実践者からヒアリングした内容に基づきまして、日本の保育所保育の背景や根拠として考えられる理念・思想や社会状況について整理するとともに、それらとの関係で保育実践の営みの特徴をまとめることを目的といたしました。

膨大なヒアリング内容の中から、非常に複雑に絡み合う多様な内容について整理するこ

とは非常に困難な課題ではあったのですが、保育所保育の在り方について検討する際に参照し得る幾つかの俯瞰的な視点を示すことができたのではないかと考えております。一方で、理論的検討にとどまらず、実践者の生身の体験や実感についても、その一端を記述させていただきました。

そこから見えてきたこととしましては、保育所保育の在り方を検討する上で、子どもとともに生きる保育者のありようと、それを確かに支える同僚や施設長との関係性や職場環境の在り方をないがしろにしてはならないということは、我々は非常に実感をしました。

今後、保育に関わる理念や研究から理論的に導かれる知見とともに、実践における体験や実感、そういったものの両面を照らし合わせつつ検討していくことが極めて重要だと考えております。さらに、こうした考察や議論を実践といかにつないでいくか、そのために必要な方策を検討することが必要であると思います。

ただし、最初に申しましたように、網羅的に述べるものであったり、断定的に述べるものではなく、限られた視点からの考察であること、これを出発点として、保育所保育の特色、今後の在り方について考えていくことが大変重要な課題であると考えております。

最後の23ページは、まとめを全体が見えるように図式的にまとめたものです。

ありがとうございました。ちょっと長くなりました。以上です。

○汐見座長 ありがとうございました。

文書ですと相当長いものを要領よく説明していただき、助かりました。

ただいまの研究の成果に関する御報告なのですが、御質問がございましたら、ここで少し質疑を行いたいと思います。構成員の皆様、御質問がありましたら、まず最初に名前を言っていただいて、どなたからでも結構ですので、御発言をお願いしたいと思います。しばらく時間を取りたいと思いますが、御質問はございますでしょうか。御意見でも結構です。

大豆生田構成員、お願いします。

○大豆生田構成員 たくさんの取りまとめ、しかも、とても整理された示唆に富んだ取りまとめを本当にありがとうございました。

第2章の中で3つの特徴を示していただいたことはとてもありがたいことだと思っています。その3つ目の視点の連続性というところですが、連続性は家庭や地域も含めてというのは、時間軸で整理されることが基本だったかもしれないけれども、もう一つ、連続性と関係性ということも日本の保育がすごく重視してきたことではないかということを感じながら読ませていただいたし、関係ということが深く書かれていると思うのですが、これに関係性を並べてしまうと整合性が合わないのかどうかということで、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○汐見座長 では、お願いします。

○野澤構成員 ありがとうございます。

御指摘いただいた関係性ということは非常に重要な観点ですので、ここに含んでいるよ

うな気もしますし、ここに含めていいのか、もしかしたらもうちょっと総合性、個別性にも関わる内容なのだという面もあったりして、非常に難しいのですけれども、ここに言葉として出したほうが良いという考え方もあるのかなと思いました。ありがとうございます。

○大豆生田構成員 ありがとうございます。

関係性という言葉がキーワードとして出されることはすごく日本の保育の特徴を出す上で意味があるかなと感じましたので、御発言させていただきました。全体の中でほかにも入るだろうなということは読ませていただきながら感じた点ですので、また検討いただくと幸いです。ありがとうございました。

○汐見座長 ありがとうございます。

古賀構成員、お願いいたします。

○古賀構成員 よろしくお願いいたします。京都教育大学の古賀です。

本当に膨大な量のお取りまとめ、しかも、非常に難しい、今までなかなか取り組めなかったところを取り組んでいただいて、本当に感謝申し上げます。

報告書のほう、本文を読ませていただいたのですけれども、その中で2点質問をさせていただきたいと思います。1点は「保育という営み」について、先ほど大豆生田先生が3点目のお話をされましたけれども、3つの視点でまとめられていらっしゃるのですが、クラスや小集団という中で子ども相互の育ち合いといったあたりはどのように捉えられるのかということをお尋ねしたいと思いました。保育における応答性というのは必ずしも個別のものばかりではなく、個別にに応じていることが周囲の子どもにも影響したり、もっと積極的に子ども同士や仲間をつなげるような応答性もあるのではないかと思います。ですから、いわゆる相互性のあたりを検討会としては今後課題のところで考えることになるのかなと思いつながりながら読ませていただきました。それが1点目です。

2点目は、これまでの保育所保育指針の記載の内容についてですけれども、かなり社会的要請に答えていくことに注力されてきたということが明らかになったのではないかと思いますし、また、それが必要だったと思うのですが、今回の研究会では、普遍的な価値や理念についても検討されたということで、今後の保育所保育指針の議論において、改めて重要になることはどのようなことかと考えられたかを教えていただけたらと思います。

以上です。

○汐見座長 それでは、野澤構成員、お願いします。

○野澤構成員 ありがとうございます。

確かに、今回恐らく割と乳児保育というものを重点的に検討することが少し背景としてあって、お話を伺った方自体がそういった専門性の方がもしかしたら多かったのかもしれないのですけれども、確かに子ども同士の育ち合いということを応答性の観点の中に入れていくというのは大事なことかなとお話を伺って思いました。基本的にヒアリングに基づいてまとめているものなので、ほかに必要な要素があれば、きちんとそこを踏まえていくというのは重要なことかと考えております。

普遍的な価値というのも非常に難しいことなのかなと思いました。もちろん一番中核となるのは子どもの権利の理念に基づく子どもの尊厳や権利の主体としての子どもということ、どんな社会状況の中でも忘れてはならない観点なのかなといったことと、出したような3つの観点のそれぞれは非常に重要なかなと。その中に社会への応答ということもそもそも含まれているのかもしれないなと思いました。

まとまらずすみません。皆様方にも考えていただきたいと思います。

○古賀構成員 ありがとうございます。

○汐見座長 ほかにどうでしょうか。

後でまた議論しますが、私はしゃべるべき立場ではないのですけれども、同じようなことを少し感じまして、一つ、個別性／応答性というのはセットとしてはすごくよかったのですが、個別性／応答性と、スラッシュをしてもう一つ協働性というものは別に立てるべきではないかと思いました。先ほど、大豆生田さんがおっしゃった関係性というところと絡めて育つということをすごく重視しているのは日本の特徴だと思うのですが、協働的な学びだとか協働的な遊びということを強調してきた歴史もあって、それを少し出すことも必要なのではないかと思ったのが一つです。これは後で意見をいただく必要はありません。私の意見です。

もう一つは、普遍的な価値ということで、この報告書全体がそうなのだと思うのですが、どういう社会の中で、どういう歴史の中で今、保育をしているのかというあたりを、もう一つ付け加えていただくということがあればよかったかなと思っています。私は個人的には、今、日本保育学会の大会でもSDGsと保育というテーマで講演をしているのですが、サステナブルな社会をどうつくっていくのかということが人類共通の課題になってきているということで、そういうことを担える新しい市民をどう養成していくのかということが大きな課題ですね。だから、そういうことを日本の保育というものがきちんと念頭に置きながら、最もベーシックなところを担おうとしているのだというような、そういうつなぎみたいなもの。

あまり抽象的な普遍性というものは難しいと思うのです。今、全ての国が認めているという点では、例えばSDGsが一つだと思うのですが、例えばそういうものをちょっと頭出ししておくということもあってもよかったのかなと。個人の感想です。これは議論したいテーマではないですが、申し上げたいと思っています。

これはどう扱うか、もう一回会議がありますので、これだけ厚労省がこういう文書を出してくださって、僕はとても価値のあることだと思っていますけれども、もう少しやっていきたいと思っています。

それでは、また御意見がありましたら、後で文章でも結構ですので事務局のほうにお寄せいただいて、先に進めたいと思います。

お願いします。

○野澤構成員 1点だけいいですか。今、できているレポートはかなりこれまでの保育に

ついでの振り返りの部分が大きいので、今後の課題へのつなぎというところはまたこの検討会で検討いただくのがよいかと考えております。よろしく願いいたします。

○汐見座長　そうですね。この検討会そのものの仕事なのですね。ありがとうございます。

それでは、総論的事項に関する意見交換に当たって、事務局のほうでこれまでの検討会における議論等を踏まえた総論的事項に関する考察の素案を作成していただいていますので、最初にその説明を少ししていただきたいと思います。

事務局、お願いいたします。

○高辻保育指導専門官　ありがとうございます。

それでは、資料2を御覧ください。

最初に、本資料の構成を御説明いたします。本資料は、全体として4章の構成となっております。まず、1. では「総論的事項に関する議論の経過」と、参考として一昨年の「中間的な論点の整理」における総論的事項の部分の抜粋をお示ししております。

続いて、2. のところでは、総論的事項に関連して行いました調査研究等により得られた知見をまとめております。調査研究等は2つございまして、(1)が一昨年度に実施しました、諸外国における保育の質をめぐる動向に関する調査研究について、(2)が今ほど野澤構成員より御報告いただきました、日本における保育所保育の歩み及び子どもとその育ちをどう捉えるかということに関する研究について、それぞれ主な成果の概要をお示ししております。

続きまして、3. のところが総論的事項に関する考察の「本論」です。本日、この後の御議論を含めて、本検討会におけるこれまでの一連の御発表や御議論、また、本検討会に関連して実施しました様々な取組等を通じての御意見や御知見をお示しする部分となります。

ここにつきましては、昨年の第7回検討会の際に、今後の議論を大きく3つの論点に沿って進めていくこととされましたので、それに沿った形で構成をさせていただいております。1つ目が「(1) 我が国の文化・社会的背景の下での保育所保育の特色」、2つ目が「(2) 乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方に関連して今後検討すべき課題」、3つ目が「(3) 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方」です。最後に、これらを踏まえまして、4. のところで「今後の展望」という形でお示しをさせていただいております。

併せて、本資料では「保育者」と「保育士等」という語を用いておりますが、本資料の中でのこの2つの語の使い方について御説明をさせていただきます。本資料の2. の2つの調査研究等を御紹介している部分につきましては、諸外国の様々な保育施設を包括的に見た内容ですとか、保育士資格がつくられる以前の時代が含まれている内容となっておりますため、ここでは、保育の現場で実践に携わる立場の方を広く捉えるという意味で「保育者」という言葉を用いております。一方、3. の「本論」以降の部分につきましては、本検討会が対象とします現在の保育制度の下での保育所等について述べている部分になり

ますので、ここでは現場の実践者については「保育士等」という語を用いております。

それでは、ページに沿って説明をさせていただきます。資料2の最初の1ページからになりますけれども、ここで1. 及び2. につきましては、本検討会の経緯とこれまで既に御報告いただいております内容となりますので、時間の関係で本日詳細については割愛をさせていただきます。

9ページを御覧ください。3. の「本論」について、順に御説明させていただきます。

まず「(1) 我が国の文化・社会的背景の下での保育所保育の特色」についてです。保育所保育の特徴については、先ほどの野澤構成員からの御報告の中でも御説明いただきましたが、乳幼児期を「生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期」と位置づけた上で、子どもの最善の利益を考慮して、養護と教育が一体的に展開されること。保育士等には、子どもの思いや願いを受け止めつつ、子どもの主体的な活動を重視して、計画的に環境を構成することや応答的に関わるということが求められるといったことなどが挙げられるかと思えます。

こうした保育の目標及び内容・方法については、保育所保育指針に示されており、その内容を保育士等が理解をし、実践に反映させることが重要になってまいります。

また、日本の保育士等が保育の実践において子どもへの共感的・受容的な関わりを特に大切にしているということも一つの特徴として挙げられるのではないかと考えられます。

ただし、4つ目の○の部分でお示しをしておりますけれども、こうした乳幼児期の発達特性に即した保育の在り方というのは、実践における保育士等の子どもの理解ですとか、あるいはそれに基づいた意図や配慮といったものを、保育士自身が言語化して示したり、あるいはそもそも意識化することですとか、こういった形で保育士等が意図や配慮をもって今こういう環境をつくったり、こういう関わりをしているということ、他者がその場面だけから捉えることの難しさにもつながっているのではないかと思います。

こういった実践をどう捉えるのかということの難しさが、一部の保育の運営主体や現場の職員、あるいは保護者の中に、保育所保育指針の内容やその具体的な実践への反映の仕方について十分に理解が浸透していない状況も見受けられるといった課題にもつながっているのではないかと指摘されるかと思えます。

保育実践の質の確保・向上に当たっては、保育所保育の特色や基本的な考え方について、保育の専門性を持たない人も含めて、広く社会に向けて発信をし、理解の共有を図っていく必要があるということについて、ここでお示しをさせていただきます。

さらに6つ目の○の部分、保育所保育は0～6歳という長い期間、特に、この時期は発達の著しい時期ですし、また、個人差もそれぞれに大きい時期ですけれども、こういった時期の子どもたちが集団で日々長時間を過ごすということが、一つ特徴として挙げられるかと思えます。

このことを踏まえますと、保育士等には集団への配慮と、その中で一人一人の理解に基づいて、それぞれが自分を肯定する気持ちを十分に育むことができるように関わるという

ことの両面が求められるという点がございます。

10ページ目に移っていただきまして、(1)の最後の○のところでは、保育士等がその時々状況に応じて適切な判断や対応をするという専門性、その習得や向上には、実際の経験とそれを踏まえて学ぶという機会、あるいは、さらにそうした学びを支える人材や環境の重要性といったことが出てくるのではないかとということを記載しております。

また、保育所保育においては、様々な専門性を持つ職員の専門性をチームとして生かしていくということと、それを支えるためのマネジメントということについてもここで併せて示しております。

続いて、同じく10ページ、(2)の論点に移ります。ここでは保育所保育が常に社会と密接なつながりを持つものであることを踏まえまして、基本的な理念や考え方を基盤としつつ、実際に子どもや家庭を取り巻く社会状況に即して、今後より具体的に検討を進めるべき課題を整理する必要があるということで、大きく4つ現時点で考えられる課題を挙げております。

まず1つ目が「3歳未満児の保育」です。

次に、障害のある子どもや外国籍等の子どもといった多様な背景やニーズを持つ子どもに関して「特別な配慮を必要とする子どもの保育」ということで挙げております。

11ページ目、3つ目としまして「移行期の保育と接続」を挙げております。保育所の場合、在籍期間が長期にわたる子どもも少なくないため、子どもにとって大きく環境が変わる節目の時期というものも幾つかあると思いますが、ここでは入所の時期、3歳未満児から3歳以上児にクラスが替わる時期、就学の時期を取り上げております。

4つ目に「保護者に対する子育て支援」を挙げております。

続きまして、(3)の論点になります。ここでは、保育実践の質の確保・向上に向けた様々な取組を、全体としてどのようなことに重点を置きながら進めていくのかということについて述べております。

最初の○の部分では、まず、各取組が実効性あるものとなるために、そこに関わる人が保育所保育指針を共通の基盤として指針の内容を理解することが重要であると改めてお示ししております。それにより、個々の別々の取組というのが一貫性のあるものとして機能していくということが重要ではないかということも挙げております。

2つ目の○のところでは、この検討会当初の時期からたびたび話題に上がってございましたけれども、保育の質というものを捉えていくときに、一定の明確な指標などに基づいて確認していくことができる質の側面と、子どもの育ちや保育のプロセス、そういったものの中にある意味を探ったり見いだしたりしながら今後のありようというものを様々な視点から考えていくといった質の側面、この両方を踏まえて、評価ですとか、研修などの具体的な実施の仕方、進め方といったものを考えていく必要があるということをお示ししております。

その上で、3つ目の○のところでは、こうした取組を保育士等が主体的に進めていくこ

とができる職場の環境づくり、併せまして、より開かれた形で様々な視点をその際に取り入れていくことの必要性、さらに、こうしたことを現場で進めていくに当たって、現場のリーダー層の役割は非常に重要であるといったことを挙げております。

12ページに移ります。最初の○のところでは、各現場の経緯や現状といったことを踏まえて、現場の保育士等が自ら気づいたり理解したりすることを支えるような形で支援する、そういった地域の人材について、今後育成や配置を進めていかななくてはならないといったことを示しております。

次の部分では、こうした取組を進めていく際の課題について述べております。非常に現場の多様性があるというところ、地域の状況や保育所の運営主体、あるいは各施設はそれぞれ運営体制、規模等々、非常に多様である中で、特に近年は新設園の増加といったこともありまして、保育の質の確保・向上に向かう取組ですとか、そこに向かおうとする意識そのものに非常に格差があるといったことが指摘されております。特に運営主体と現場のリーダー、それから、一般の職員、これら3者の意識がうまくかみ合っていない、乖離が見られるといったことがありますと、現場では非常に取組を進めていくことが難しくなるということが考えられます。そのため、組織全体で取り組んでいくことができるように共通理解を図っていくことが非常に重要であるということが言えるかと思えます。

最後の○のところ、こうしたことを踏まえまして、各自治体や団体等の取組のより一層の活用や充実を図っていくということと併せて、個々の法人内あるいは施設内で完結する形のみではなく、地域の中で、あるいは様々な地域同士の間で、施設の種別ですとか運営主体の違いといったものを超えて互いに学び合うネットワークをつくっていくといったことが求められるということについてお示しをしております。

4. では、ここまでの内容を踏まえまして「今後の展望」をお示ししております。1つ目に、保育所保育指針をより広く、また、分かりやすく周知していくこと、2つ目に、保育内容等の評価の充実をさらに図っていくといったことを挙げております。

最後、13ページに移りまして、2つ目に、3. の(2)で示しました今後さらに検討が必要な事項については、様々な場で議論していくとともに、現場の間で意見や情報を交換し、また、自分たちの実践に持ち帰って生かしていくような、そういった場や機会をつくっていくことの必要性について述べております。

そして、4つ目のところで、現場がおのおのの実情に即した自立的な取組をしていく、このことを支えていくような地域全体の取組の推進と、そうした現場や地域のネットワークの支援を担う人材の育成・配置といったことについてお示しをしております。

考察の素案に関する説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○汐見座長 ありがとうございます。

総論的事項について、先ほどの報告をさらに踏まえた上で、どのように検討会として考察していくべきかということ整理していただいたわけですね。ありがとうございます。

これらについてこれから議論させていただきたいのですが、この考察の9ページ「本論」

のところですね。(1)から4.まで項目があるのですが、それぞれに分けて論点を設定して御発言をいただきたいと思います。

具体的に申しますと、9ページの「本論」の「我が国の文化・社会的背景の下での保育所保育の特色」というところについての議論、これを論点1とさせていただきます。

論点2はその次のページですが、「乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方に関連して今後検討すべき課題」、これを検討する。

論点3として、11ページ、「保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方」、この中身を検討する。

そして、最後に論点4として「今後の展望」というところにしたいと思います。

少し押しているのですが、1時間前後時間がございますので、論点1、2、3、4それぞれに沿って議論していただきたいと思います。既にペーパーを寄せていただいていますので、それを使いながらの御発言をお願いしたいと思います。

それでは、まず論点1に入りたいと思います。どなたからでも結構です。手を挙げて発言していただきたいと思います。

では、普光院さん、お願いいたします。

○普光院構成員 論点1について述べなければいけないのですけれども、その前に、この文書のタイトルが議事進行のためにつけられたタイトルなので、非常に分かりにくく、このまま公表されても一般の方が取っつきにくくなっているのではないかとということで、何かもっと具体的な言葉に言い換えてもよいのではないかとということをご提案させていただきました。

「中間的な論点の整理」の総論的事項に関する考察であることは副題などで書いていただき、例えばメインタイトルとしては「『子どもを中心に考える保育』に関わる知見の検討」であるとか、「保育所保育指針の理念に関する福祉・発達・教育の観点からの考察」、これはずれているかもしれないのですけれども、「中間的な論点の整理」のときに、子どもを中心に考える保育ということが打ち出されておりますので、それを実現するための考察であるという意味で、こういったつけ方もあるのではないかとということを書かせていただきました。

論点1に入っていくのですけれども、まず、今ほど野澤先生から御報告のあった研究会の報告書を拝見しまして、保育所保育指針が掲げてきた「養護と教育の一体的展開」という概念の重要性を改めて認識しました。

報告書においては、乳幼児期の発達が様々な関係性の中で相互に触発し合って起こっていくという発達心理学の知見が保育所保育指針の理念と矛盾しないものであるということが説かれているという点は、エビデンスが求められている今の時代において、とても説得力を持っているというのが私の感想でした。

また、児童福祉あるいは子どもの権利、それから、発達心理、幼児教育という3つの専門分野から光を当てて、その重なりを見ているという点も非常に斬新だった、有意義だっ

たと思っております。

このようなせつかくの報告書ですので、この報告書と「本論」との関係を何か見えるように、例えば記述の中に報告書のこの部分でその知見が述べられているというようなことを参照するような構成というのはいかなるかということ私の意見書には書いております。

それから、文章上の修正案というものを私の意見の1ページ目から書いておりますけれども、これは実は昨夜送っていただいた最新版の前のバージョンのものを私が拝見したときに書いたものですので、それを見た後に私の意見を送っておりまして、その修正を反映していただいているので、私としては大分分かりやすくなったなと思っております。

ただ、1つだけ、この考察の9ページ目の○の5つ目なのですが、ここに「運営主体」とあります。実は「運営主体」というのも当事者で、保育現場から見ると外側にいたりするのでありますが、非常に重要な存在なのだとということで、ここはすでに少し書き方を変えていただいたところなのですが、単純な点としては、この5行目に「運営主体の職員や保護者も含め」となっています。これは私が前に書いたときに指摘し忘れたのですが、「運営主体の職員」というと現場も含まれてしまうので、「運営主体」だけにするか、あるいは「運営主体の経営者や本部の職員」という言い方をほかのところでしていただいておりますので、そういう言い方に変えていただくようお願いしたいと思います。1行目に「運営主体」だけで止めている言葉があるので、その言葉でもいいのではないかと思います。

運営主体と保護者が並列で書いてありますが、実は運営主体というのは、保育現場にとっては、職員を採用したり、育成したり、保育運営の予算を握ったりしている人たちですので、非常に重要であり、先ほど説明していただいたように、この人たちに今書いてあることを認識していただかないと難しくなる。場合によっては施設長が板挟みになる、現場の努力が無駄になるということが起こってくる。前にも述べたことですが、このことを常に念頭に置いた提案が必要かと思っております。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

引き続き、自由に御意見をお願いいたします。

松井構成員からお願いいたします。

○松井構成員 論点1についてなのですが、先ほど野澤先生からの御報告にもありましたとおり、日本の保育らしさ、日本らしさというものがすごく出ていて、「子どもへの共感的・受容的な関わりを特に大切にしている」という部分は、子どもとともに過ごして、そういった受容・共感というものを通して信頼関係を築きながら保育をしていくという日本らしさというものがすごく反映されているのかなと思われました。

一方で、今後考えていくこととしては、この「本論」の注のところにもあります調査の中で、意思決定の場面における子どもの参加については、日本はランクが低いとなってい

ました。その点について、共に過ごしながら共感や受容をしていくのだけれども、大事なところの意思決定については大人主導にならざるを得ないというところがあって、子どもの声を十分に聴けているのだろうかというところが少し疑問に思うところになっています。まず、共感・受容をして信頼関係を築くというのがベースになると思うのですが、その先のこととして、さらに子どもたちが本当の意味で行為主体になっていくようなプロセスであったり、そのための保育の在り方というものも検討していくことが大切なのではないかとも思っています。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

では、大豆生田構成員、お願いします。

○大豆生田構成員 2点あります。1点目は、今、松井先生がおっしゃったことと関係してきます。今回の中で「子どもへの共感的・受容的な関わり」というのは、日本の歴史的に見てもすごく重要な点で、これはとても強調すべきことだと思っています。

その一方で、今、松井さんがおっしゃったことと重なることでもあるのですけれども、それが小さな子どもとしてというよりも、一人の人として、その尊厳を持った受容と共感であるか。非常にこれが大きくて、それは松井先生がおっしゃる行為主体としての子どもということと関係してくると思うのですけれども、その点をきちんと強調して、日本の保育がそこをベースにしながら、一人の人としての尊厳を持ったものとして位置づけていくときに行為主体としてというところに関連してくるかなと思いつつながら、この第1点目として強調してほしい点だと思いました。

2点目ですけれども、この中でマネジメントのことも触れられていますが、マネジメントの中で、これは一人一人の子どもが尊厳を持って関わられるのと同じように、職員がそういう一人の尊厳を持った職員としてマネジメントされることがすごく重要かと思っています。それも前の研究の中で報告いただいたように、日本の保育者は自分に対する尊厳が低いということも重要な点です。その中で、いろいろな点からリスペクトされる必要があると思うのですけれども、まずはマネジメントという観点からすると、園の中での関係性の中で、リーダー層や中堅層も含めてですけれども、職員がリスペクトされるようなことが強調されてもよいのかなと思います。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

それでは、古賀構成員、お願いいたします。

○古賀構成員 私のほうでは論点1に入る前のページのところ、ここがベースになるかなと思いますので、1点指摘をさせていただきたいと思っております。

4ページの「各国の保育の評価をめぐる課題や動向を通じて」というところで、1の「現場・地域における質の格差を是正しつつ、各々の実態に即して創意工夫を活かした実践の豊かさを捉え促す評価の仕組」というところで、「捉え促す」とあるのですけれども、そ

の「促す」というのが何を促しているのか、その文意がつかみにくかったというところと、諸外国の検討の中で、豊かさをさらに増すという方向性もちろん重要なのですけれども、弱いところを知るところ、改善へ向かうという方向性を持たせるときに、その2つが重要だということが言われていたかと思しますので、その両方を記載していただくと、これからのまさに確保と向上の両方なのだとすることを主張していくときの基盤的なところになるかなと思いました。

論点に入りますけれども、9ページの1つ目の○のところです。「これを踏まえ、保育士等には」というところの中なのですけれども、前半には生活や遊びの中での基本的な信頼関係とか受容的な関係形成というところで「遊び」が入っているのですけれども、後半の保育所保育の方法の核となる部分には、重なるからかもしれないのですが、「遊び」という重要なキーワードが入っていないので、子どもの主体的な活動というのは、乳幼児期においては「遊び」を中心としているのだということを改めて押さえていただきたいなと思ったことが1点です。

2点目が、4つ目の○のところなのですが「このような」で始まる文章の中で、「保育士自身が言語化して示したり、他者がその場面のみを見て捉えたりすることの難しさにもつながっている」とあります。そうなのですけれども、こう書いてしまいますと、この報告書などで主張したい保育の言語化が重要だよなというところと少しそぐわないようにも思いますので、保育というのは、今回の野澤先生の御発表にもあったように、総合的なものであって、多様な文脈が折り合わさって、時とともに移り変わるという特徴があるということ踏まえて、どこに焦点化して、どのような方法で検討を行ったのかといった視点や方法が必要だという表現のほうがよいのではないかと感じました。

また、この同じ○のところ、最後の文章です。「保育の専門性を持たない人にも」と記載してあって、これは「今後の展望」の文章の中にもあるかと思うのですけれども、これについて引っかけるところがあって、小学校や周辺の幼児教育施設のみならず、広く地域住民にもという、先ほどの野澤先生の御発表の中にBronfenbrennerのエコシステムのお話があったと思うのですが、子どもを取り巻く多層的な大人の在り方とか、保育に専門性を持つか持たないかではなくて、多層的な人間関係の広がりなどというような書き方のほうがよいのではないかと個人的には感じました。

3点目です。今回の研究会において、また、保育所保育の検討の一つの特徴なのかもしれないのですけれども、0、1、2歳、先ほど、それこそ野澤先生からも御説明があったところですね。低年齢児に着目した検討というふうになりがちであるところがあるので、一人一人大事しなくてはならないし、尊厳とか存在感を基盤としていくことがもちろん非常に重要なのですけれども、その一方で、保育所保育の中には0歳の頃から保育者のそばに当たり前に自分以外の子どもがいるという状況があって、保育者との関係性を基盤にしつつ、0歳の頃から子どもという存在の近くで育ち合うということも非常に重要だと考えています。子ども同士の相互性の部分を保育所保育の中でも当然すごく大事にされてい

と思うのですけれども、その辺りを踏まえていただきたいと思います。子ども同士も相互に影響を与え合う関係であり続けるということですね。その中で、子どもたちは学び続けて、先ほどの協働性の話などにもつながっていく部分で、保育所保育の持つ非常に重要な側面なのではないかと。それがまた、家庭や地域では現在なかなか得られない貴重な育ちの場として保育所があるということを示す部分ではないかとも考えております。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

大事な論点がたくさん出てきました。

それでは、野澤構成員、お願いできますか。

○野澤構成員 保育所保育指針がつくられる経緯についてお話を伺ったときに、現場の実践と理論のかなり接点のところで指針をつくる時はつくっていると。ただ、現場に抽象的な言葉としてまたそれが返っていったときに非常に混乱が生じるということがあって、「本論」の5点目ぐらいに理解が浸透しないという現状もあるということでしたので、その接点をどうつないでいくかというのは大事かなと。

その意味で、この検討会だと試行検証などの試みは非常に画期的で、それを生かしていくことが今後大事なのかなと考えております。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

私はお伺いしていて、ほとんどそうだなと思って共感して聞いたのですが、私も簡単にコメントだけさせていただくと、最初に松井構成員がおっしゃっていた日本の保育の特徴の中で、非常に情緒的、共感的な側面が強いものだけれども、逆に子どもたちが主体となって決定していくという点の取組は相対的には弱いというのはなぜだとずっと考えていたのです。主体性というのはこの間随分強調されて、言葉としては使われているのですけれども、主体的にといったときに、その主体というのがどうも方法概念になってしまっているような気がするのです。これは心理学者が言ってきたからかもしれないのですけれども、主体性というのは方法概念であると同時に、主体として育てていくという、つまり、歴史や社会の中での主体として育てていくという目的概念でもあると僕は思っているわけです。

そういう主体となっていくためには、幼い頃から自分の意見も言う、人とちゃんと議論することが訓練されていかないと難しいわけで、そういう意味では主体性を大事にするというのは、ある意味ではいい意味で、正しい意味で保育の姿勢を表せるとは思っているのです。ですから、その辺りがまだ十分理解されていないところをどう克服していくかというあたりが論点になればいいかと思っています。どうもありがとうございました。

それでは、引き続き論点2の資料10ページの「乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方に関連して今後検討すべき課題」というところですね。これには4つの課題が出ているのですが、またそれぞれお願いいたします。今の順番でいいですか。

では、普光院さんからお願いします。

○普光院構成員 ありがとうございます。

先ほど、汐見先生がおっしゃったことは私も大賛成ということで、意見を付け加えさせていたいただきたいのですが、日本の子どもの特徴として、先生がおっしゃったように、自ら決定していいという自信がない、あるいは決定しようという意欲を持たされてこなかったという部分がありますので、そういった部分をこれから日本の保育の中でも育てていく、これは課題だなと思いましたので、ぜひ取り組めたらいいなと思いました。

それで、私の論点2に関する意見なのですが、私の意見をまとめましたものの2ページ目に論点2について書いているのです。3つ目の○の「特別な配慮を必要とする子どもの保育」のところに、実は低月齢の子どもについての話を書いてしまったのですが、どうもその後の事務局から修正されてきた文案を見ますと、9ページの一番最後の○の「さらに、保育所保育においては、発達が特に著しく個人差も大きい0～6歳の子どもが」という文章があるのですが、恐らくここを私の意図を酌んで付け加えていただいたのかなと思ひまして、ここに書かれていることは、本当にとってもいいことを書き加えていただいたと思うのです。

ただ、私が長年保護者の相談に応じてきましたときに、この学年というクラスの中の低月齢の子どもたちに関する保護者の思いであるとか、様々な事柄が起こるといふこと、このことがとても気になっております。学年の区切りというのは非常に人工的なものであって、全然子どもに原因しないことなのですけれども、学年というクラスの中で低月齢の子どもが自己肯定感を育める教育や保育の在り方になっているかどうかといふのは、今後検証する必要があると思っております。

特に、発達の連続性というものは、学年の区切りとは関係なく、それぞれの子どもの個別の発達の連続性というものに視点が置かれることが重要だと思いますけれども、乳幼児期の保育を学年クラス単位で行う場合には、低月齢の子どもに特別な配慮が求められているのではないかという意見。これは論点2に対する意見として書かせていただきましたが、どちらに入っているのがいいのかどうかということ。

それから、この学年クラス、今、9月入学みたいなことも出てきていますけれども、学年クラスという人為的な構造の中で子どもたちが損をしてしまわないようにと。もちろん保育士の関わりだけではなくて子ども同士の相互的な関係というのは先ほど出ていましたけれども、それも原因しているとは思いますが、やはりそこに保育者の配慮というものが必要だと思いますので、それは事務局の新しい文案の中でも保育者がそこに目を配らなければいけないと書いてくださっていますので、そういうことでいいのですけれども、このところ、入るといいなということで提案させていただきました。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

松井構成員、お願いいたします。

○松井構成員 2点ございます。1点目は「特別な配慮を必要とする子どもの保育」の部

分なのですが、論点1でも申し上げましたとおり、一人一人が行為主体となっていくところを大切にしていくというところとも重なるのですけれども、特に外国にルーツのあるお子さんについては、一人一人にとって、本当に自分に価値のある人だったり、ものだったり、生活だったり、遊びだったりというのは何なのかというところをいかに尊重できるかというところになるのかなと思っています。それは全ての子どもにも通して言えることではあるのですが、そういったところを、共感・受容だけではなくて、その先、一人一人の価値の持ち方を意思決定に持っていけるというところが一つ大事なところかなとも思ったりしました。

一方で、支援の例を示すとも書かれているのですが、その支援の例を示す示し方について、例えばこの国の人たちはこういう価値観があるからとか、こういう障害のある人たちはこういうふうを考えているからとか、そういう形で示してしまうと、ある意味、カテゴライズしてしまって、本当は一人一人違うはずなのにそこが強調されないということを示されると、なかなかそういった多様性に応じるような柔軟的な考え方ができにくくなるのかなとも同時に思いました。

以上が1点目です。

2点目なのですが、○の4つ目、5つ目ですか。「移行期の保育と接続」のところと「保護者に対する子育て支援」のところなのですが、様々な課題はあると思うのですが、結局最終的には顔を知った関係性を築くとか、直接話をするというところに価値が置かれるところがあるのかなと思うのですが、今回のコロナの影響もあって、これからそういった連携が今までどおり密にできるのかということも、現場の先生の不安な声も聞いたりしています。

そうであれば、もちろん対面で接することも大事なのですけれども、同時に、こういったメディアとか、今回のウェブの部分もそうですけれども、そういったデジタルメディアを使うことのよさも同時に見直して行って、ICTの普及も関係してきますが、対面のよさとICTのよさというところのバランスをうまく見極めながら、そういったメディアに詳しい若い世代の意見なども取り入れながら、そういった環境整備をしつつ連携を進めていくということも検討していてもいいのかなとも思いました。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

コロナが何を私たちに改めて提案しているかというあたりも、少し議論していかなければいけないかもしれませんね。大事なことだと思います。ありがとうございます。

それでは、大豆生田構成員、お願いします。

○大豆生田構成員 大豆生田です。

2点あります。1点目は「移行期の保育と接続」とあるのですけれども、先ほど汐見先生がおっしゃった、いわゆる子どもの主体的な協働的な学びの側面ということがきちんと位置づけられて検討されるべきだろうと思います。特に指針の関係の中で、資質・能力の

話や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿などが示されたことと関連して、主体的で協働的な学びの保育の志向性の高さは恐らく保育の質と関連してくるのだろうと考えますので、ぜひこの点を入れてほしいというのが1点目です。

2点目は、先ほどから古賀先生が何度もおっしゃっている点でもあるのですが、この未満児の保育とあるのですが、未満児も、そういう意見もそうだと思うのですが、群れの中で育つことの重要性ということになります。同世代あるいは異年齢の子どもたちとの関わりの中での育ちの大切さということが、この時代だからこそ改めてきちんと打ち出されることが必要かと思っています。そうすると、「3歳未満児の保育」の中にそうしたほかの子どもたち、同年齢、異年齢の子たちとの関わりの方がより示されてもよいのかなと思いました。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

それでは、古賀構成員、お願いいたします。

○古賀構成員 古賀です。お願いします。

私のほうでは、案の中に含まれていない点なのですが、ぜひ加えることを御検討いただきたいということで1点申し上げたいと思います。

平成29年告示の保育所保育指針においては、幼児教育を行う施設として共有すべき事項として、育みたい資質・能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が示されたわけですが、0～6歳という長期の発達に関わってというところが、保育所保育では非常に大きくあるわけです。幼稚園の中でも3歳児の先生が幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、5歳児の後半の姿を思い浮かべながら保育するのは難しいと言われてはいますが、保育所保育の中で長期の発達に関わってそれをどう捉えていくのかであったり、また、長時間保育という在り方の中で、どう実践の中で理解し、遊びや生活の充実であるとか、子どもの学びや育ちの豊かさにつなげていくのか、また、つなげていると捉えられるのかといった点について、しっかりと今後検討していくことが必要なのではないかと感じています。

教育という言葉についての理解不足の話とかも今日あったと思うのですが、そういった誤解が生じているような状況の中で、改めて0歳児のときから保育の中には当たり前前に含まれている教育的な側面を、まさに一体的・総合的になされているわけなのですが、その教育的な側面を丁寧に捉え直すことも必要なのではないかと考えました。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

今、とても大切な意見が出ていましたね。「10の姿」というものを保育所の中でもきちんと意識しながら保育をしなければいけないのだけれども、例えば1番の「健康な心と体」といって、それが突然5歳児のテーマになってもできるわけがないのです。赤ちゃんのときからやるしかないわけですが、「10の姿」というのは卒園するときまでに育って

ほしい姿であって、5歳児でやるということを目的に課されているテーマではないということはどう理解していただくかがこれから大事になってくる。これは先ほど大豆生田さんが言ったのと同じことだと思いますが、私も共感しています。

それでは、野澤構成員、お願いいたします。

○野澤構成員 どうもありがとうございます。

(音声中断)

○汐見座長 では、野澤さん、お願いします。

○野澤構成員 では、手短に。3歳未満児のみに関わるわけではないですけれども、長時間にわたる保育といった場合に、睡眠や食事を含む子どもの生活リズムや心身の状態の問題に関して、実証的な研究もしながら検討していくことが必要かと思います。

以上です。

○汐見座長 皆さん、今、僕はハウリングがすごかったのだけれども、聞こえましたか。大丈夫ですか。

僕も松井さんが先ほどおっしゃった、例えば障害のところに関しましても、ここもカテゴライズして分けてしまうと、いろいろな実践だとか学問の発展のためには分けられない時期はあるのですけれども、分けたら分かりやすくなると同時に、隔離が生まれたり必ずするわけですね。だけれども、分けなければいけないけれども、分けてはいけない。これをどう保育の中で考えるか。今は分けなくてやらないとということがテーマになっていますので、この辺りを少し議論していかなければいけないということを御提案なさったというように聞いております。ありがとうございました。

引き続き、論点3です。「保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方」についてです。

これについては、また普光院さんからお願いできますか。

○普光院構成員 ありがとうございます。

私の意見書の修正案は事務局に修正いただきましたので割愛します。特別な配慮を要する子どものカテゴライズについて、これに関連して、私も月齢の低い子どもということを手挙げたわけですが、カテゴライズすることそのものが目的ではなくて、特別な配慮をすることに気づくためにカテゴライズをするのだらうと思うのです。でも、本当に子ども一人一人を理解して、その子どものための対応を考えるということが大きな基本なので、そこを大原則にする必要があると思います。

たとえばある現場では、このお子さんは特別な配慮を必要とするお子さんなのだと保育者はおっしゃるのですけれども、だから仕方がないのですねとなってしまっていて、現場で子どもがかんしゃくを起こして泣いていても、あの子はこういう子なのだから仕方がないみたいになっていたりします。そういうことではないだらうと。何のためのカテゴライズかというと、気がついて、だから、こうしてあげなければいけないのだということに気づくためのカテゴライズだと思いますので、そここのところの区別は大事かと思いました。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

それでは、松井構成員、お願いいたします。

○松井構成員 先ほどのカテゴライズの件については、支援の方法自体がカテゴライズされてしまうと、その方法に偏ってしまうところがあるのかなと思うので、その点が支援例の示し方として注意すべき点かと思っています。

汐見先生の声が聞きづらかったのですが、今、論点3でよろしいですか。

では、論点3についてお話しさせていただきます。保育実践の質の確保・向上に向けた取組で、職場の環境づくりとか、職員集団の関係性というところがすごく大切だということとかが書かれてあるかと思えますし、野澤先生の御報告でもそこがあったと思います。一方で、園内の人間関係について、幾ら個人が頑張ってもどうしようもできないという事情もたくさん聞かれるところがあるので、施設の人材や外部の人たちがいかに入ってくるかというところが大事かと思っています。

そういったことを考えたときに、例えばネウボラのような仕組みを地域でつくることによって、地域のアドバイザー的な人が新任のうちから継続して数年間その人の悩みを聞くとか、その人のエンパワーメントをしていく仕組みをつくるような、地域人材の活用を考えてみる。

あるいは、養成校の段階からリカレント教育のような形で、現場に出たとしても養成校の教員が何か継続してサポートできるような仕組みを考える。そうしたら、学生の頃よりは絶対に成長している姿が見られると思うので、あなたは成長しているのだよということを伝えられる人材として養成校の先生がそういった役割を担うとか、そういった仕組み。要は、外部の地域の人材を活用できるような仕組みをつくっていくことで、保育者さん一人一人がアイデンティティーの確立であったりエンパワーメントもされていくというところと、キャリアをずっと続けていく意欲につながるということができないのではないかと思います。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

私は保養協もやっているから、そのことは痛感いたします。養成校が自分の養成校を卒業して頑張っている人たちをもう一回励ますようなシステムをうまくつくっていかないと、若い人が阻害されている職場で、あんたが頑張るなさいと言われてたら潰れてしまうしかないということはいっぱいありますので、このシステムをどう考えるかはとても大事ですね。ありがとうございました。

それでは、大豆生田構成員、お願いします。

○大豆生田構成員 大豆生田です。

2点あります。記述の中に「地域の関係機関との連携」というところがありますけれども、その中で、特に私としては、今、いろいろな園が子どもを中心に保育を変えていこ

うという動きがいろいろなところで起こっているときに、自己評価のガイドラインのように、子どもの姿を振り返って語り合ったり書いたりというやり方や計画の在り方を変えていこうとするときにネックになっていることの一つの中に、型にはまらない記録の方法や計画の在り方ということ。これはここでも何度か議論してきましたけれども、監査の中ですごくそのことが、このフォーマットでないと受け入れられないという実態があることは、今後検討を続けていくべき課題ではないかと考えています。

そういう意味でいえば、当然自治体ももちろんいろいろな課題がある園に対してのチェックをきちんとしなければいけないということとされていることと同時に、現場がそのように多様な在り方を、子どもを中心に置いて書いていく形そのものではなく、全体像を見ながら一緒に高めていくような外部機関との在り方ということをしっかり続けていくことが必要ではないかということが1点です。

それから、外部ということであるとすると、研修に関してもキャリアアップ研修をはじめ、研修が充実し始めてきていることがとても大事です。その一方で、どうやって研修を受けて終わりではなく成果を出すかということ。これは私がこれまでもずっと申し上げてきたことで、外部の研修が園に返っていくというような、園と外部とがいかにかに往還的であるかという研修の在り方も自治体で工夫されていくべきだし、そのときにいろいろな対話的な関わりがとても重要になってくるので、ほかの園を見たり、ほかの園のことを聞いたりということがとても重要になってきて、そういうコーディネートも含めた、今後養成校の教員も含めたファシリテーター、あるいは現場からもそういう人を養成していくような仕組みづくりもとても重要な点かと思いましたので、ここで挙げておきます。ありがとうございます。

○汐見座長 ありがとうございます。

それでは、古賀構成員、お願いいたします。

○古賀構成員 古賀です。お願いします。

論点3につきましては、2点挙げさせていただきたいと思いますが、12ページの○の1つ目に「また、各現場の」というところで指摘されている点、私はこれが非常に重要だと考えております。地域によっては、指導保育士というような立場の人を設けていらっしゃる、公立保育所の中では幼稚園でいうところの指導主事さんのような方がいらっしゃる、もしくはするのですけれども、私は今、京都府の幼児教育センターの立ち上げに関わった中で、保育士さんの中でのアドバイザーをお願いしていくときにどなたがいいのか、その推薦の仕組みみたいなものもないというようなところで、非常に行き詰まるというところがあります。

保育所出身のアドバイザーがいるような幼児教育センターが既に立ち上がっているところでは、そういった方々の研修がさらに積み重ねられたりしています。そういった地域もありながら、一方で、まだ幼児教育センターもないし、アドバイザーもないしというような地域もたくさんあるということが文部科学省の幼児教育の実践の質向上に関する検討

会のほうでも明らかにされています。そういった地域格差が体制的に広がっているという中で、全国の保育所全体の質向上を支える仕組みとして、各地域におけるアドバイザー的な人材の確保と育成はぜひとも検討すべきだと考えます。

そういった人が確保・育成できて、先ほど大豆生田先生もおっしゃっていた対話的な研修であったり自己評価の在り方を推進できていく、そういう仕組みをつくっていくべきではないかと感じておりますので、現在の保育士不足については重々承知しておりますけれども、それでも、そういった仕組みを整えることで保育士離れを止めるということでも大変重要だと考えております。

また、自己評価ガイドラインのハンドブックを作成していく検討過程において、何度か今日の検討会でも出てきましたけれども、全国の様々な保育所の先生方と取組をサポートする大学の研究者の先生方、そして、本検討会の委員のメンバーが集って問題を共有し、また、自己評価というものが一体何なのかということについて理解を深めて、対話的に検討していくという内容の展開の仕方は非常によかったなと実感しているところです。そういった全国レベルでの検討会というものは、実質的な課題意識を持っていることが非常に重要だと思うのですが、形骸化しないような在り方で学び合うことが実現できれば非常に有意義なものだと考えます。今後、保育所保育の一層の理解推進を進めていくための全国的な協議会とか、それと連動する地域における協議会の在り方といったことが、質向上に向かう全国的な枠組み整備として重要ではないかと考えました。

2点目は、細かいことになるのですが、最後の○のところの3行目ですね。「主体の別を超えて地域全体あるいは地域間で」とありますけれども、「地域全体あるいは地域間で」というのがどのようなことを指しているのかが伝わりにくいようにも思いますので、もう少し踏み込んで書いていただくとよいかと感じました。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

今、古賀構成員がおっしゃってくれた最後の○のところ、これは後で付け加えたところなのですが、もう少し分かりやすくということですね。ありがとうございます。

それでは、野澤構成員、お願いいたします。

○野澤構成員 ありがとうございます。

私からは2点、1点目は実践事例集ですとかガイドライン、それから、ハンドブックといった様々な成果というものが出ていると思うのですが、そこに一貫した考え方、「子どもを中心に」といった考え方や、位置づけというものがあると思いますので、その見えやすいマップのようなものがあると、こういうときにはこの考え方が背景ですよというものがあると、例えば実践者の方や研修の講師の方にとって伝えやすいものになりますし、私たちのコンセプト、理念というものが伝わりやすくなるのかなと思いました。

2点目は、すでに出てきているかと思いますが、施設長が大事といったときに、施設長の研修などに伺いますと、施設長の先生方自身がすごく疲労して疲弊していて、孤

独で不安で、職員とも関係がうまくいかなくてみたいなお話を伺うことがあって、そのとき、でも、その研修の中で同じ悩みを共有したりすると、またちょっと元気になるということがあったりします。もちろん地域のサポートする方、園長先生同士の集まりといったようなものを通して学び合う仕組みが大事かと思います。

あと、アドバイザーみたいな人を育成するのがすごく難しい面もありまして、保育を長年経験されてきた方がアドバイザーとなったときに、保育への思いがありすぎて、現場にとって高度なアドバイスになってしまったりすることがあるので、その園にとって必要なサポートやアドバイスができるアドバイザーの育成について検討することも必要だと思います。

○汐見座長 ありがとうございます。

お伺いしていると、日本の今の保育の現状の課題がかなり整理されて出てきているなと思いました。ありがとうございます。

それでは、4つ目の最後の論点なのですが、資料の12ページ「今後の展望」というところがございます。これもとても大事な総論のまとめになっているのですが、ここについて議論したいと思います。

普光院構成員、お願いします。

○普光院構成員 普光院です。ありがとうございます。

私の意見書の3枚目のところから、論点4「今後の展望」についてのことを書いています。非常に大事なピックアップだと思ったので、現在のように文章だけで流れていくのではなくて、例えば、今ここにあることをあえて短い言葉で言うとこのようになっているのですが、1番目が「一般社会への周知・啓発」、2番目が「評価のあり方の検討」、3番目が「保育の実践等に関する情報を現場に還元していくしくみ」、4番目が「地域ネットワークのしくみの推進」ということになっているかなと思うのですが、キャッチできる語句というものがないと読みづらいなということで、今日の議論でまた新たな展望というものが加わるのかもしれませんが、表現の方法ということで提案させていただきました。

それから、いずれも重要な課題だと思うのですが、最後に「プロセスの質」をつくるのは現場であり、それを支援するのが行政の最も重要な仕事であるという観点からすれば、現実の制度あるいはその方向性に踏み込んだ検討を行うことも今後の課題ではないかと思っています。古賀先生が書かれておりました研修時間の確保などもそうなのですが、こういった現実のしくみに関する要素を含んでいくのかどうかということ、個人的には思っております。

一番最後に、私の意見書の4枚目に少し保護者目線からの提案というか、ヒントになればということで書いたものがありますので、御紹介しておきたいと思います。ここまでいろいろな研究会等が持たれて、いろいろな成果物ができて、こんなことができるのだと私は思いました。それであれば、保護者の直接的な困り事、あるいは保護者と保育現場のあつれきになったりしがちなことなどについて、こんな企画ができないかと書いたものです。

「『保育の諸問題に関する保育所保育指針からの考察』サイトを開く」と書いてありますけれども、困り事から逆に保育所保育指針を逆引きできるような内容、これはすごく難しいことだと思います。現場や保護者の間で問題になりがちな具体的な事例について、FAQやキーワード解説のような形で保育所保育指針の観点からの考察や見解を発信する。保育所保育指針に沿っていけば見解が複数になってもよく、許容範囲を示すとか、踏み外せない基本のみを示すなどの多様な示し方があると思います。既に示されているガイドラインや各種団体の研究などもリンクして、保護者が困ったときに参考にできる、あるいは保育士も参考にできるようなものがないだろうか。あるいはそれをつくろうとすること自体、ものすごくたくさんの議論ができることなので、大事なのではないかと考えています。子どもの権利委員会が、子どもの権利条約のいろいろな内容について定義を示したり、今日的な課題を示したりする一般的意見というものがあるのですけれども、それに似たイメージかと思っています。

取り上げるテーマの例として、これは本当に軽くて申し訳ないのですが、こういうことがよく話題になっています。あるいはあつれきの原因になっていますので、書いてみました。保育における「しつけ」とは、3歳児の一斉トイレはいいのか、「集団行動ができない」と言われることについて、安全・衛生と遊び、昼寝をさせてほしい・させないでほしいという要望。

実は、今、コロナで自粛していますけれども、保護者の皆さん、保育自粛で家にいて家庭保育をしているわけですが、そこで新しい発見として、今、親の会のメーリングリストに出ていることに、昼寝をしないと夜早く寝るということがありました。3歳以上児の話ですけれども、昼寝をしないと早く寝る、こんなに早く寝るとは思わなかったという驚きが保護者の間で走っております。こういうことも様々な状況が個別にあるので一律なことは言えないのですけれども、様々な配慮が必要だということに触れることも大切なのではないかと。

それから、「壁ぺったん」というものがありますけれども、その是非であるとか、英語しか使わない保育ということを英語教育として大変ありがたがる風潮もなきにしもあらずなので、そういったことをどう考えるのかといったことなども取り上げて議論できるといいなと思って挙げさせていただきました。

参照リンク例として、全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」というものを挙げさせていただいておりますけれども、そんなリンクを貼るのもよいのではないかと考えてみました。

これはこのまとめに入れようということではございませんが、一応私からの意見でした。ありがとうございました。

○汐見座長 ありがとうございました。

それでは、松井構成員、お願いいたします。

○松井構成員 私からも評価についてです。「今後の展望」の2番目に評価のことが書か

れていまして、自己評価の試行検証などにも携わらせていただいたので、一つ思うのは、評価が査定ではなくてあくまでアセスメントなのだという事は、何回強調してもし過ぎることはないなということはずごく感じたということです。自己評価の検証に来ていただいた施設の先生方にも何回も説明しても、なかなかそこが実感として伝わりにくいところはあったかなという気はしたので、ここでいう評価というのはこういうものなのだという事は、何回言っても言い過ぎることはないなということを感じています。ですから、そこをいかに周知していくかというところは、ずっと続けていくべき課題なのかなと思っています。

あとは、先ほども出てきたのですけれども、現場の意見を吸い上げる仕組みということで、古賀先生もおっしゃったように、今回の試行検証の取組でよかったか悪かったかは分からないのですが、少なくとも現場の先生方がアクションリサーチをして、そこで見られた成果をたくさん聞くことができたというところはあったかと思います。厚労省がやるかどうかはまた話が変わってくるかなとも思うのですけれども、各自治体でもいろいろなテーマを基に、そういった現場での実践を促していくことはされていますし、そういったところからも意見を聞きながら、また、今回の試行検証でやったときのように、現場の先生方が持ってきた成果を基にみんなで話をするという機会を今後も継続して持つような機会ができれば、それこそ次回の指針などに本当の現場の声が反映されたような内容が検討できるのではないかと考えています。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

それでは、大豆生田構成員、お願いします。

○大豆生田構成員 大豆生田です。

今後の課題・展望としては、自治体の動きのことがとても大事だと思っています。私が幾つか関わっている自治体では、この厚労省の保育の質の動きみたいなことも踏まえながら、あるいは実践事例集や自己評価のことなども踏まえながら動きが起こっています。それはみんな子ども中心にという議論を始めようということで、語り合うスタイルを取っているところが多くあります。自治体の職員と現場のリーダーの先生たちと養成校あるいは研究者の先生たちがコラボする形で、自治体の保育のことをどうしていこうかということに動き出しているということです。

その中では、研修を変えていこうとか、公開保育を行っていこうとか、そうすると、さつき普光院さんがおっしゃったようないろいろな現場の課題みたいなことが出てくるのだけれども、ほかの園の話の聞いたり、ほかの園のことを共有する中で変わっていく部分、つまり、何が正しいかということよりは、結構対話の中で変わっていくよさということがたくさん実感しています。そうだとすると、一連の松井先生をはじめ、自己評価ガイドラインの試行検証のプロセスはずごく大事だったと思っています。こうした動きが各自治体にどう広がっていくかということが、今後の大きな課題かと思っています。今、自治体間

の差がすごくあるのだと思うので、このことが広がっていくような仕組みの工夫ということがあるかと思いました。ありがとうございます。

○汐見座長 古賀構成員、お願いいたします。

○古賀構成員 古賀です。

私のほうでは小さいことから大きなことということで、3点挙げさせていただきますが、1点目は細かいことなのですが、12ページの「今後の展望」の1点目の文章の最後ですね。「保育所保育指針に関する社会一般に向けた周知・啓発」とあるのですが、保育所保育ではなく保育所保育指針に関する周知・啓発であるとするならば「保育所保育指針の趣旨に関する社会一般に向けた周知・啓発」ではないかと感じました。「指針に関する」と言うと、指針があるのですよみたいなことを周知・啓発していくようにも捉えられるような気がしたので、そうではなくて、指針がどういったものを目指しているのかということ、保育所は何をやる場所なのかということに触れる部分が重要なのではないかと思いますので、もう少し趣旨が伝わるような書かれ方になるとよいかと感じたのが1点です。

2点目は、次の○になるのですが、3行目後半です。「その際、関係者による評価への関与」と書かれているのですが、保護者だけではなく、地域の人や学識経験者とか、今、まさにいろいろ出てきていたところなのですが、それからまた、野澤先生の研究の発表にもあったような多層的な多様な人を含むという点が重要だという御指摘も入れていただけるとよいのではないかと思ったこと。また、時間軸・連続性・関係性という話も非常に重要だと思いますので、その指摘も外せないのではないかと。つまり、多面的・多層的・継続的な評価、意味生成プロセスが重要だということを押さえた上で、今後の取組の在り方の検討につなげていくという内容ではいかがでしょうかと思いました。

3点目、大きな話なのですが、全体としてですが、様々な重要な指摘が今回含まれていたと思うのですが、先ほど来出ている自己評価ガイドラインの検討であるとか、本検討会の初期のヒアリングにおいても、こういった質向上に向けての取組は重要なものだけではなく、研修時間の確保がそもそも困難であるという問題は繰り返し指摘されてきたかと思います。この実態は構造的に何とかすべきだとちょっと前にも指摘させていただいたと思うのですが、今回の中間の取りまとめを読みながら、仕組みとして研修時間の保障というものがあるかないかでかなり違ってくると思うのです。今回、ここで様々に書かれている取組ができるようにしていくためには、まさに全保育者の、要は、非正規の人も含む全ての保育者の研修時間が保障されるということがあって成り立つ話ではないかと思います。

ヒアリングの中でもありましたけれども、ノンコンタクトタイムをつくっているけれども、とても自園での取組としては大変な部分もあるという話もあったかと思います。、ノンコンタクトタイムをつくるという園は、その時点で既に質向上に向かっているのですが、それ自体が難しい園をどうするのかということに、やはり仕組みが必要だというわけです。

ですから、今回、この検討会において、全ての保育所でどう研修時間を確保し、こういった取組ができるように促していくかということを考えていく上で、バックボーンとなる研修時間の確保ということ、そして、この間進められている給与も絡んだキャリアアップの仕組みや、またその改善ですね。そういったことと、先ほど来出ている指導者の確保と養成といったことが、ここに挙げられた数々の取組を支えるものとして位置づきながら、また、質向上へ向かう対話的プロセスと多層的・継続的な展開に価値を置くという基本的な考え方が軸となっていて、それを園レベル、地域レベル、国レベルというようなまさに多層的な展開、そして、継続的な展開という中で、実践と理念を結ぶ対話的・相互的な評価を推進していくことが、総合的な仕組み・枠組みを提示していくということの中で非常に重要なのではないかと感じました。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

かなり大きな問題も出されていますので、後で丁寧にまとめていきたいと思います。

では、最後に野澤構成員、お願いします。

○野澤構成員 先ほど、松井先生からも新型コロナの影響についてのお話が出ましたけれども、Cedepでも緊急調査というものを実施しまして、いろいろなお声をいただいているということがあります。その中で、例えば感染予防と保育にどう兼ね合いをつけたらいいのか。先ほど、協同性・関係性ということが本質としてあるということが指摘されていましたが、ソーシャルディスタンスということが言われているというようなことの中で協同性や関係性をどう大事にしていくか、あるいはICTということももちろんすごく関心が高まっています、研修機会が非常に損なわれているところをどう補うかというところでICTへの関心が高まっています。それから、保護者とのやり取りにおけるICTの活用ですね。

ただ、もちろん対面ということ、対話ということが非常に大事だということも検討会でも繰り返し言われてきているというところで、両立するのが難しい両義的なところをどう兼ね合いを持っていくのかという問いを、もともとあった問いではあると思うのですけれども、突きつけられているような局面なのかと考えております。

ここで起きてきていることも、現場の先生方の関心というか、ある意味、悲痛な思いというのも強いときではありますので、そこをどう考えていくのかということ。コロナ自体はこの検討会にということではないと思いますけれども、そこから見えてきているような非常に難しい問いを考えていくことが大事なのかなと思っております。

調査結果もまとめていきたいと思いますので、またいつか先生方に見ていただける機会があると思いますので、よろしくをお願いします。

○汐見座長 こちらこそよろしくをお願いします。

それでは、最後に事務局から「その他」、今後のスケジュールについてお願いします。

○鎮目保育指導専門官 2点お伝えいたします。

まず、先ほどから話題にも上っております自己評価ガイドラインについては、3月19日

に、無事改訂のほうを通知させていただいております。併せてハンドブックも公表しております。

また、今後のスケジュールについては、事前に調整させていただいておりますように、次回を6月26日に予定しているところでございます。開催方法等については改めて御相談させていただきたいと思っております。

事務局より以上です。

○汐見座長 それでは、どうも集中して2時間こうやってやるのはかなり疲れますけれども、ありがとうございました。これはまた議事録として出ますので、チェックをお願いします。

それでは、今日はどうもありがとうございました。これで終わります。